

みずほ銀行による業務改善計画の提出 ～再発防止・改善対応策の骨子～

2013年10月28日



みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行

お詫び

このたび、みずほ銀行は、2013年9月27日付業務改善命令に基づき、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

一部提携ローンにおいて、反社取引排除態勢に不十分な点が認められたことは痛恨の事態であり、真に厳粛に受け止めております。お客さまをはじめ関係者の皆さま方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本業務改善計画は、内部の専門委員会における事実確認・原因究明ならびに、今般の業務改善命令を踏まえ設置した第三者委員会からの提言等も踏まえ、策定いたしました。

今後、本業務改善計画の遂行を通じて、お客さまや株主、社会からの信頼回復に努めるとともに、日本を代表する金融機関として、また、グローバルに展開する金融グループの一員として、反社会的勢力との関係遮断をより一層強化し、その社会的責任を果たしてまいります。

引き続き、皆さまのご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

みずほフィナンシャルグループ取締役社長
みずほ銀行取締役頭取

佐藤康博

目次

問題の所在①	(問題点)	P. 3	B K
問題の所在②	(背景・根本原因)	P. 4	B K
問題の所在③	(スキームの特徴)	P. 5	B K
改善対応策①	(概要)	P. 6	B K
改善対応策②-1	(再発防止策)	P. 7	B K
改善対応策②-2	(イメージ図)	P. 8	B K
改善対応策③	(体制強化)	P. 9	B K
改善対応策④	(意識改革等)	P. 10	B K
FGにおける取組み		P. 11	F G

本資料は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(FG)および株式会社みずほ銀行(BK)が、社内調査および提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会(第三者委員会)の報告を受けた、現時点の認識および業務改善計画等を抜粋・記載したものです。詳細等につきましては、2013年10月28日公表の株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行によるリリース及び提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会(第三者委員会)からの報告等をご参照頂きますようお願い申し上げます。

問題の所在①（問題点*1）

- 問題点①： 提携ローン*2において、多数の反社会的勢力（“反社”）との取引が存在することを把握してから2年以上、反社との取引の防止・解消のための「抜本的対応」を行っていない。 *2: 株式会社オリエンコーポレーション（“オリコ”）との4者提携ローン（“キャプティブローン”）

実施状況	内容
入口反社チェック	〔実施できていたこと〕 オリコのデータベースに基づく入口反社チェック
	〔実施できていなかったこと〕 みずほ銀行のデータベースに基づく入口反社チェック ←
事後反社チェック	〔実施できていたこと〕 みずほ銀行による事後反社チェック結果のオリコへの還元（当該反社先に対する反復取引を排除）
	〔実施できていなかったこと〕 代位弁済による取引の解消（現時点では全て解消済） ←

- 問題点②： キャプティブローンにおいて、反社取引が多数存在するという情報が担当役員止まりとなっていた（コンプライアンス委員会及び取締役会に報告されていない）。

実施状況	内容
コンプライアンス委員会・取締役会への報告	〔事実〕 キャプティブローンに係る反社取引については、2011年の2月と7月にみずほ銀行のコンプライアンス委員会・取締役会に報告されていた
	〔事実と異なる報告〕 過去に遡って資料を確認するなどの基本動作を怠ったため金融庁に対して事実誤認のまま報告を行っていた

*1: 2013年9月27日時点での主たる問題意識

背景

スキーム の特徴

①キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ

- キャプティブローンの以下の特徴から、自行債権としての意識が希薄に：
 - ① 実行代わり金はオリコの口座にバスケットで入金
 - ② 個々の債務者からの回収業務はオリコが実施
 - ③ みずほ銀行が個々の債務者と直接の接点を持たない
- 反社対応に関する社会の要求水準が高まる中、金融機関としての公共性や社会的使命を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断について高いリスク感覚を持った取組みが不十分

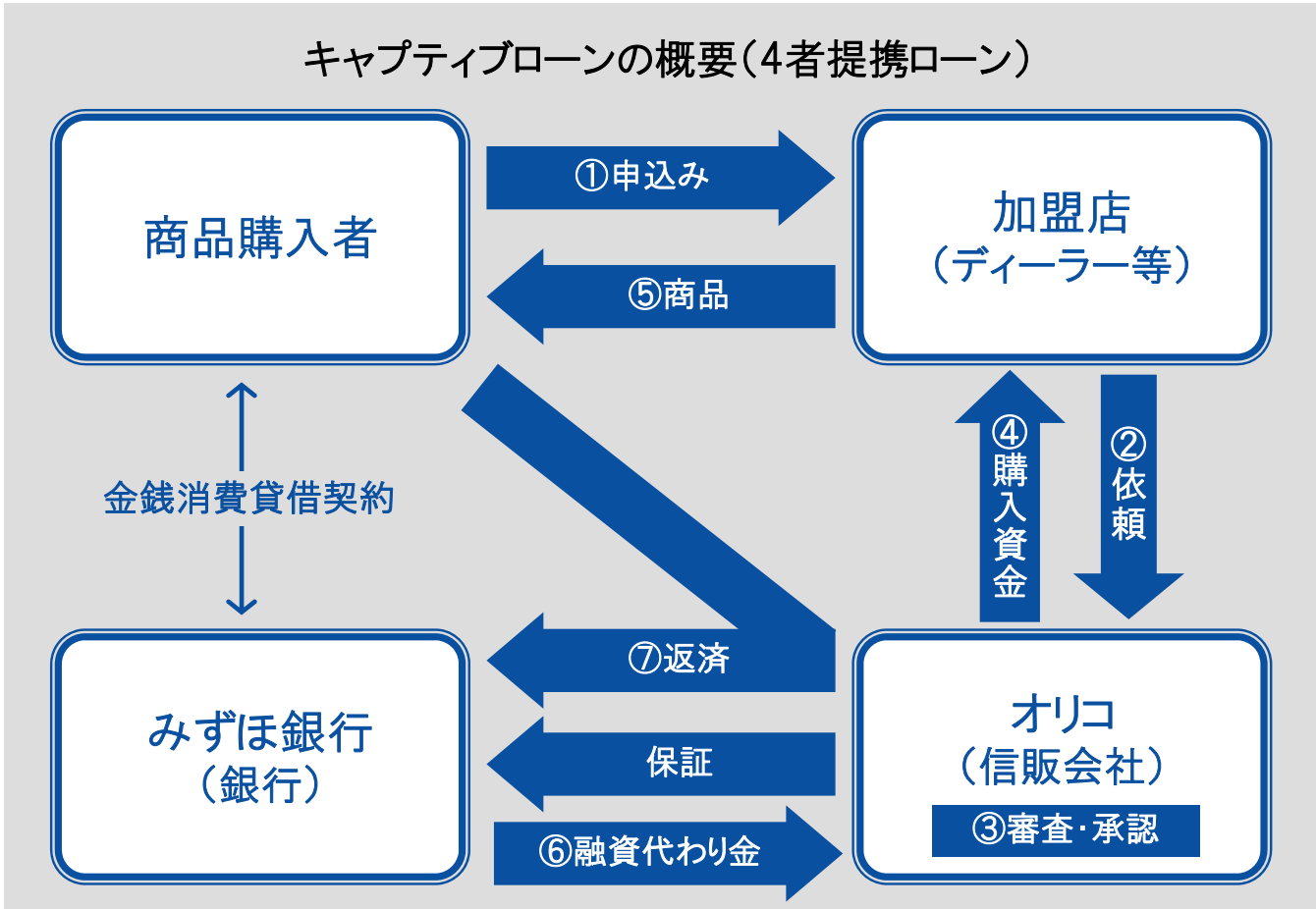
根本的な原因

②反社対応に関する特定組織への依存

- 専担組織による主導的な取組み
 - ⇒ 反社に関する業務は他者が関与できない、あるいは、他者に関与させない閉鎖的な業務、との行内意識の定着化
 - ⇒ 反社取引排除にかかる取組みについて専担組織に依存する体質

反社業務 の閉鎖性

問題の所在③（スキームの特徴）



- 本件提携ローンのポイント
- オリコの保証付き
 - みずほ銀行と商品購入者とは直接の接点なし
 - 商品購入者へ直接資金を交付せず(加盟店の口座に入金)
 - 融資の実行・回収は個別債務者毎ではなくバスケット対応
 - 個々の債務者(商品購入者)の管理・回収業務はオリコが実施
- 一般のローンとは異なる特徴

「キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ」に繋がる背景に

改善対応策の枠組み

再発防止策
(キャプティブローン対策)

反社との関係遮断についての
社会的要請の高まりも見据えた計画

体制強化
(経営体制・組織)

意識改革等
(意識向上・企業風土)

1. 再発防止策

～キャプティブローンにかかる反社取引の排除～

- キャプティブローンの反社取引解消
- 入口反社チェックのレベルアップ
- 事後反社チェックのレベルアップ

2. 体制強化

～経営レベルの関与強化と担当部署の再編～

- 専門委員会(反社取引排除委員会)の新設
- みずほ銀行に社外取締役を配置
- コンプライアンス統括グループ長(CCO)に副頭取を配置
- コンプライアンス統括部の再編

3. 意識改革等

～役職員の意識向上と企業風土の見直し～

- 反社取引排除に関する意識向上
- 連携強化(警察当局、弁護士等)
- チェック態勢の強化
- 企業風土の改善

①取引解消

キャプティブローンにおいて判明している反社取引は「全て解消済み」

- オリコへの保証債務履行請求により、キャプティブローンにおいて判明している反社取引は全て解消済み

②入口反社チェックのレベルアップ

オリコがみずほ銀行の「反社情報を共有する」仕組みの構築

- みずほ銀行が保有する反社情報をオリコへ提供
- みずほ銀行からオリコへの反社情報提供を定期的に行い、オリコのデータベースを継続的に更新
- みずほ銀行の保有する最新情報による入口反社チェックの実施

③事後反社チェックのレベルアップ

事後判明の反社取引は「代位弁済による取引解消」を迅速化

- 既存債権に対するみずほ銀行の事後反社チェックの周期を短縮
- 反社判明時の代位弁済実行までの期間を短縮

第三者委員会による提言

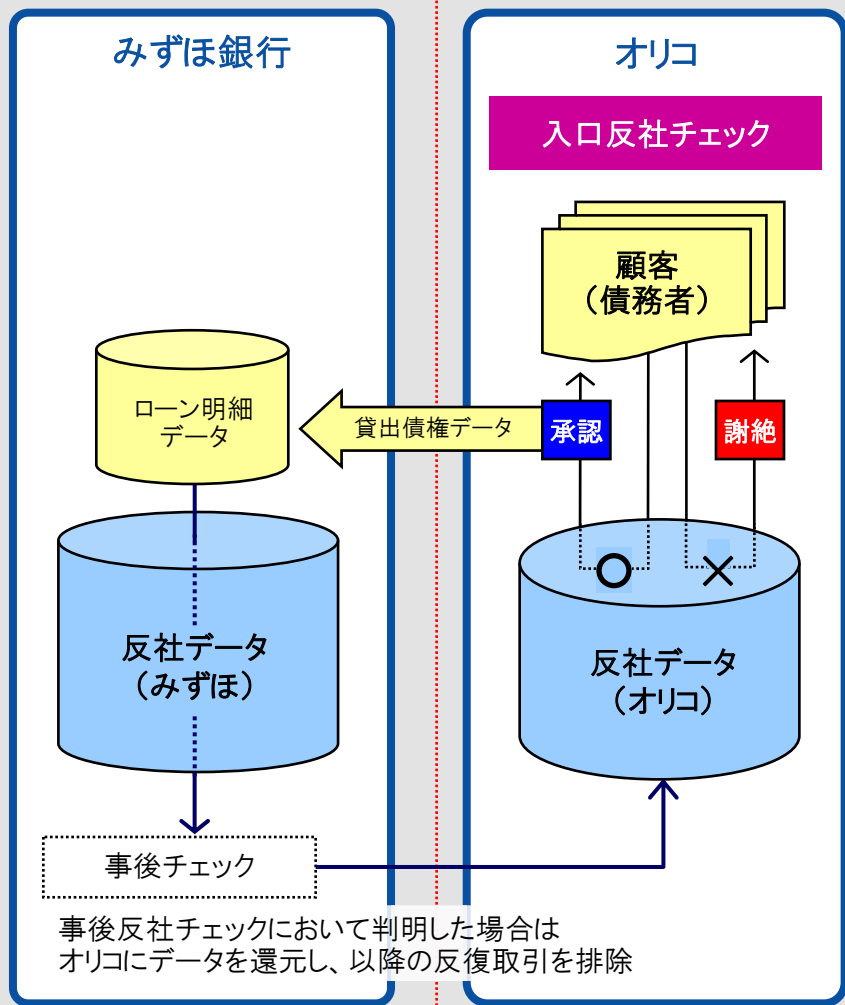
④暴力団排除条項

- キャプティブローンの金銭消費貸借契約条項への暴力団排除条項導入検討

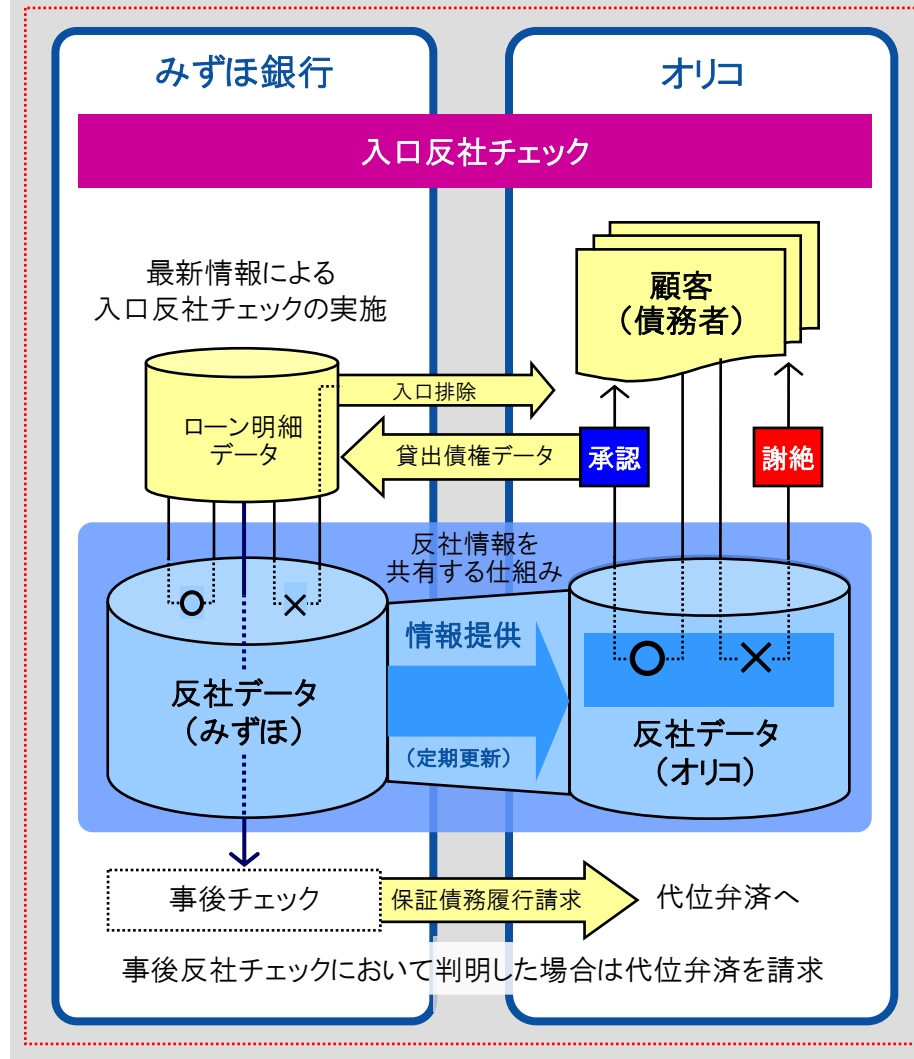
※併せて、オリコと協働し、キャプティブローンの反社取引排除態勢の高度化等を検討

改善対応策②-2 (イメージ図)

再発防止策 以前



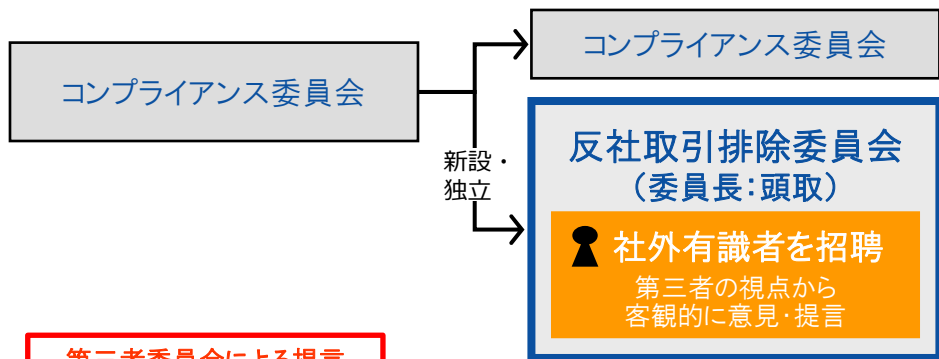
再発防止策 以降



改善対応策③（体制強化）

① 専門委員会（反社取引排除委員会）の新設

反社排除の取組み状況や、商品・サービスのモニタリング、銀行界における最新動向や専門情報の収集調査・提言に取り組む委員会

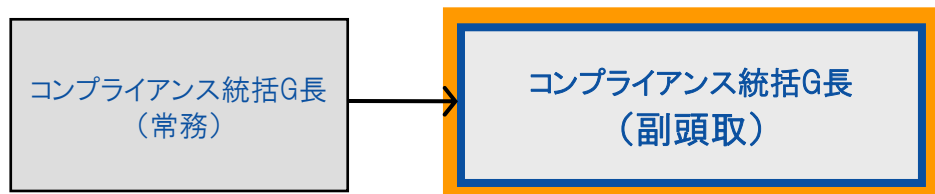


第三者委員会による提言

- 審議の実効性向上を図るための運営ルールを明確化
- 反社会的勢力への対応に関する重要な事項について、報告事項を明確化

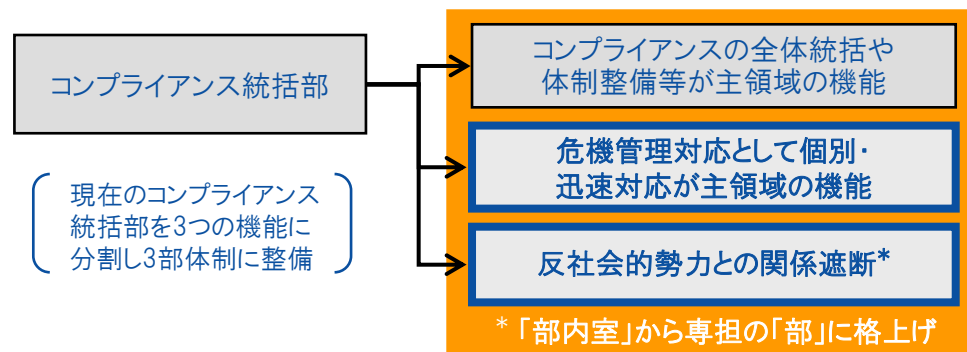
③ CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー-)に副頭取を配置

コンプライアンス徹底を通じたお客さまや株主、更には広く社会からの信頼回復を経営の最重要課題として明確化



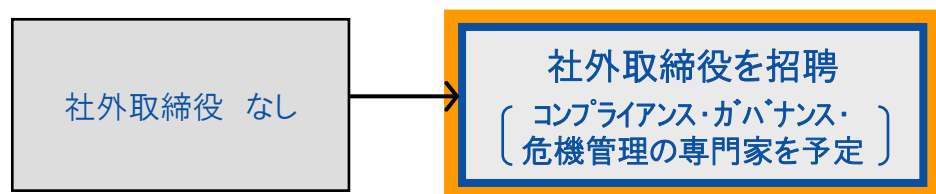
② コンプライアンス統括部の再編

従来以上にきめ細かな対応を行うべく、コンプライアンス統括部の機能を整理・分割、マネジメントの関与を強化



④ みずほ銀行に社外取締役を配置

経営の透明性をより高めるとともに、コンプライアンス態勢を従来以上に強化するために社外取締役を配置



①意識向上

役職員の反社取引排除に関する意識の更なる向上

- 「反社会的勢力の排除」を独立したテーマとして追加するなど、役員から部店長、職員向けまで、すべてのレベルでの反社対応に関する研修内容の充実

②連携強化

警察当局・弁護士等との更なる連携強化

- 警察当局やその関係団体、弁護士等の専門家等との日常的な情報交換の強化
- 専門家を講師とする研修会の定期的な実施

③チェック体制

商品・サービス等の反社チェック体制の強化

- 与信商品を悉皆点検（⇒その他商品の反社取引排除体制に不備がないことを確認）
- 新商品検討時における反社取引排除検証態勢を強化

第三者委員会による提言

④フォローアップの仕組み

コンプライアンス・プログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの検討

- コンプライアンス・プログラムや業務計画等、組織の課題を継続的に管理・フォローする仕組みにおいて、実効性ある運営を検討

⑤企業風土

社会の要求水準の高まりを踏まえた企業行動規範の見直し

- 反社との関係遮断に関する社会の要求水準の高まりを踏まえ、「みずほの企業行動規範」の見直しを実施
- 「One MIZUHO推進PT」と連携した継続的な取り組みの推進

※併せて、指摘・改善提言の態勢強化、内部監査に対する協力姿勢の浸透（第三者委員会による提言）等を推進

①体制強化

反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化

- 反社対応専担組織を「部」に格上げして新設する等、コンプライアンス統括グループの見直しを推進
- コンプライアンス統括G長に副社長を配置
- 専門委員会(「反社取引排除委員会」(委員長:社長))を新設
- 反社取引排除委員会等における実質的な審議を確保するための方策の実施
- コンプライアンス・ガバナンス・危機管理関連の専門家を社外取締役として招聘
- 経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化

②意識改革等

企業行動規範の見直し等による意識向上

- 役職員の意識の更なる向上に向けたコンプライアンス研修の充実
- 反社との関係遮断に関する社会の要求水準の高まりも踏まえ、「みずほの企業行動規範」の見直しを実施
- 「One MIZUHO推進PT」における継続的な取組みの推進

③ガバナンス

グループガバナンスの更なる高度化

- グループガバナンスの一層の高度化に向け、外部有識者の意見も反映すべく、取締役会の諮問機関の拡充を検討